

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑧)

施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局 下水道部			作成責任者名	下水道事業課長 松原 誠		
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現			政策評価実施予定時期	令和3年8月		
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
24 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約43%	平成28年度	約44%	約43%	約48%	集計中	/	約50%	令和2年度	【指標の定義】 政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合 分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数 分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数 【目標設定の考え方・根拠】 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、令和2年度末までに50%が達成されることを目標とする。					
25 下水汚泥エネルギー化率	約15%	平成25年度	約16%	約17%	約22%	約23%	集計中	/	約30%	令和2年度	【指標の定義】 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合 【目標設定の考え方・根拠】 現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込む。				
26 汚水処理人口普及率	約89%	平成25年度	約90%	約90%	約91%	約91%	集計中	/	約96%	令和2年度	【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分母)総人口 (分子)汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口 【目標設定の考え方・根拠】 これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和2年度までに約96%まで向上させることを目標として設定				
27 持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率	約2%	平成26年度	約19%	約62%	約74%	約91%	100%	/	100%	令和2年度	【指標の定義】 都道府県構想が策定されている都道府県数の割合 (分母)全都道府県数 (分子)より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための都道府県構想が策定されている都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了				
28 汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数 【AP改革項目関連：社会資本整備分野】 【APのKPI】	-	平成28年度	-	-	138箇所	219箇所	集計中	/	450箇所	令和2年度	【指標の定義】 平成29年度から令和4年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数。 (※統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと) 【目標設定の考え方・根拠】 目標値は地方公共団体の実施予定から設定。(工事完了380箇所、工事着手70箇所) 【APのKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定				
29 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合	25%	平成26年度	29%	33%	35%	45%	48%	/	50%	令和2年度	【指標の定義】 河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合 水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合=①/② ①：水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数 ②：河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数 【目標設定の考え方・根拠】 地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す				

達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)				
(1) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	0422	884548 (882,357)	807,210 (804,762)	803,531	697,282	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合交付金(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	25,26,28,29	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(2) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))	0055	237064 (236,607)	212,009 (211,797)	313,871 (312,413)	340,781	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特性や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組を実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	29	河川改修事業(直轄・補助)及び総合水系環境整備事業(直轄)の実施箇所数 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)
(3) 下水道事業 (昭和32年度)(関連1-⑪、⑫)	0056	5284.22 (4,150)	5,968 (5,884)	9,429 (9,119)	29,573	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活力イノベーション推進下水道事業費補助・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	25,26,27,28	-
(4) 下水道リスク管理システムの運用経費 (平成13年度)	0057	5.3 (5)	5 (4)	5 (4)	5	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方策の検討を行う。	-	届出化学物質の集計を行った化管法に基づく「下水道業の届出事業所数」及び化学物質管理計画の策定状況調査を行った届出事業所数 化学物質管理計画の策定割合
(5) 下水道分野の水ビジネス国際展開経費 (平成21年度)	0058	110 (108)	117 (110)	102 (102)	104	①国、地方公共団体、民間企業が一体となり、我が国が有する下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活かして、「プロジェクトの上流部分である下水道政策」と「政策を実現するための日本優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成するため、政策対話、プロジェクトセールスを推進する。 ②本邦企業が世界的に優位性を有している下水道技術の国際社会における位置づけを確固とするものとするために、その評価等を目的とした国際標準化を推進する。 ③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージインフラとした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点として日本版ハブ構想を推進する。 ④民間企業等による相手国のニーズにより適合した技術開発・改良や、下水道整備の必要性・効果に関する啓発のため、現地でのデモ施設による実証試験を支援。	-	国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数 我が国企業の下水道分野における海外受注案件数
(6) 下水道におけるPPP/PFIの導入に向けた検討経費 (平成28年度)	0059	32.5 (32)	39 (38)	46 (46)	37	・コンセッション方式等のPPP/PFI導入に先行的に取り組む地方公共団体の準備事業(広域的な検討を含む)を支援するため、民間企業・地方公共団体の双方へヒアリングを行いつつ、案件スキームの検討と実施方針案等の作成等を行う。 ・コンセッション方式導入に関する課題の抽出と解決方策の検討を実施し、成果をとりまとめ、全国に水平展開する。	-	地方公共団体の支援数 PPP/PFI検討会に参画する地方公共団体や企業の数
(7) 下水処理場におけるICTを活用した広域管理検討経費 (平成30年度)	0060	-	18 (18)	17 (17)	-	ICTを活用した下水処理場の広域管理に向けて、法制度や共通仕様のあり方などの検討課題を整理する。また、広域的な運営管理による人員配置の合理化・コスト低減や、下水道施設の運転管理の最適化・効率化による動力費・薬品費の低減など、ICT活用による広域管理の進め方のシナリオについて検討するとともに、各シナリオに基づく導入効果について検討を行う。	-	下水処理場におけるICTを活用した広域管理に関する技術資料の作成件数 広域的な統合管理が行われた地域ブロック件数
(8) 下水道リノベーション推進経費 (令和元年度)	0061	-	-	40 (40)	30	広域化・共同化やICT活用による下水道リノベーションの先進的な取組について、実用性や適応性を検証し社会実装に向けた課題を把握するとともに、社会実装にあたって想定される様々な関係者との調整や行政の手続き等について、そのノウハウを取りまとめ水平展開を図る。	-	社会実験の実施数 都道府県の下水道事業に係る広域化・共同化計画の策定率
(9) 紙オムツ受入による下水道施設への影響調査経費 (令和2年度)	新02-0007	-	-	-	23	下水道への紙オムツ受入実現に向けて、社会実験の実施及び紙オムツ分離装置が広く社会に導入される場合の社会的・経済的なメリット・デメリットを検証し、早期に地方公共団体が制度設計する上で必要となるデータの整理・検討を行う。	-	社会実験の実施数 令和4年度中に下水道への紙オムツ受入のためのガイドラインを公表する。

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>34,298 (27,992)</p>	<p>39,122 (22,664)</p>	<p>45,010</p>	<p>28,430</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p>	
<p>備考</p>						

※複数の施策に関する事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。